

那覇市公報

第 1 8 9 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）・・・ 1293

◇規 則◇

○那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1298

○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 1300

○那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）・・・ 1302

◇告 示◇

○市税に関する申告期限等の指定について（納税課）…………… 1305

○建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について（建築指導課）…………… 1306

○令和 7 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（ちゃーがんじゅう課）…………… 1307

○令和 7 年度那覇市一般会計補正予算（第 4 号）（財政課）…………… 1309

○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）…………… 1314

○指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（障がい福祉課）…………… 1315

○令和 7 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）（国民健康保険課）…………… 1316

○令和 7 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）（国民健康保険課）…………… 1318

○令和7年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）（まちなみ整備課）…………… 1320

○令和7年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第1号）（まちなみ整備課）…………… 1321

◇公 告◇

○令和8年度那覇市建設工事等入札参加資格の公示及び資格審査の申請（追加）について（法制契約課）…………… 1322

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 1324

○漂流物等の保管について（管財課）…………… 1325

◇上下水道局規程◇

○那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程…………… 1326

○那覇市上下水道局局議規程の一部を改正する規程…………… 1330

◇上下水道局告示◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1332

○那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1333

◇上下水道局公告◇

○令和8年度那覇市上下水道局水道施設工事等入札参加資格（追加）の公示及び資格審査の申請について…………… 1334

◇監査委員公表◇

○令和7年度行政監査の結果に伴う措置状況について（公表）…………… 1337

条 例

那 覇 市 条 例 第 4 0 号

令 和 7 年 9 月 2 9 日

公 布 済

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

那覇市職員の育児休業等に関する条例(平成4年那覇市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条(これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。)、第17条並びに<u>第19条第1項及び第2項</u>の規定に基づき、並びに法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) [略] (2) 勤務日の日数<u>及び勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年条例第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。) (部分休業の承認) 第20条 <u>部分休業(法第19条第1項の部分休業をいう。以下同じ。)</u>の承認は、<u>正規の勤務時間(非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)</u>の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第10条第2項に規定する保育のための特別休暇又は勤務時間条例第	(趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条、第15条(これらの規定を法第17条<u>及び第19条第6項</u>において準用する場合を含む。)、第17条並びに<u>第19条第1項から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、並びに法を実施するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業をすることができない職員) 第19条 [略] (1) [略] (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(定年条例第12条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)を除く。<u>次条において同じ。</u>) (<u>第1号部分休業</u>の承認) 第20条 法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「<u>第1号部分休業</u>」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 勤務時間条例第10条第2項に規定する保育のための特別休暇又は勤務時間条例第

11条の2第1項の介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間を承認された時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

11条の2第1項の介護時間を承認されている職員(非常勤職員を除く。)に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇又は当該介護時間を承認された時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

- 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で(当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条の2第20項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。))の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第20条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。))の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

	<u>(法第19条第2項の条例で定める1年の期間)</u> <u>第20条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)</u> <u>第20条の4 法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> <u>第20条の5 法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「法第19条第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u>
(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員(次項のパートタイム職員を除く。)が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第21条 職員(次項のパートタイム職員を除く。)が<u>法第19条第1項に規定する</u>部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第3条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第2条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
2 那覇市会計年度任用職員の給与等に関	2 那覇市会計年度任用職員の給与等に関

する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、同条例第13条第3項の規定により減額した報酬を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 第14条の規定は、部分休業について準用する。	する条例(令和元年那覇市条例第20号)第2条第2号のパートタイム職員が<u>法第19条第1項に規定する部分休業の承認</u>を受けて勤務しない場合には、同条例第13条第3項の規定により減額した報酬を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第22条 法第19条第6項において準用する<u>法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が法第19条第3項変更をしたときとする。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における改正後の第20条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

規 則

那覇市規則第 34 号
令和 7 年 9 月 29 日
公 布 済

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則（昭和47年那覇市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第22条の2 〔略〕 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、<u>始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間</u>（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第22条の3 〔略〕 2 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、<u>当該2時間</u>から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた<u>時間</u>）を超えない範囲内の時間とする。	第22条の2 〔略〕 2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。 （介護時間） 第22条の3 〔略〕 2 育児休業法第19条第1項の規定による<u>同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間</u>については、<u>1につき2時間</u>から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた<u>時間</u>を超えない範囲内の時間とする。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

那覇市規則第 35 号
令和 7 年 9 月 29 日
公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則（昭和58年那覇市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（支給単位期間） 第39条の3 〔略〕 2 前項第1号に掲げる交通機関について、次の各号のいずれかに掲げる事由が同項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に生ずることが当該期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月（その日が月の初日である場合にあっては、その日の属する月の前月）までの期間について、同項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。 (1) 〔略〕 (2) 分限条例第4条第1項第1号若しくは第2号の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、職員派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。 (3)～(5) 〔略〕	（支給単位期間） 第39条の3 〔略〕 2 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) 分限条例第4条第1項第1号若しくは第2号の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国機関等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、<u>育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。）</u>をし、職員派遣をされ、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。 (3)～(5) 〔略〕
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

那覇市規則第 36 号
令和 7 年 9 月 29 日
公 布 済

那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の育児休業等に関する規則(平成4年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
(条例第19条第2号の規則で定める非常勤職員) 第14条 条例第19条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであつて、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものとする。 (部分休業の手続) 第15条 <u>部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。</u> 2 [略] (様式等) 第16条 次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、<u>市長が定める。</u> <table border="1"> <tr> <td>文書の名称</td><td>関係規定</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>部分休業承認請求書</td><td>[略]</td></tr> </table>	文書の名称	関係規定	[略]		部分休業承認請求書	[略]	(条例第19条第2号の規則で定める非常勤職員) 第14条 条例第19条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上であるものとする。 (部分休業の手続) 第15条 <u>育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認の請求、同条第2項の規定による申出及び同条第3項の規定による変更(第3項において「法第19条第3項変更」という。)は、部分休業簿により行うものとする。</u> 2 [略] 3 <u>任命権者は、法第19条第3項変更後の範囲内の部分休業の承認の請求を受けたときは、当該請求をした職員に対して条例第20条の5に規定する事情を証明する書類の提出を求めることができる。</u> (様式等) 第16条 次の表に掲げる文書の様式及びこれらに添付すべき書類は、<u>別に定める。</u> <table border="1"> <tr> <td>文書の名称</td><td>関係規定</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>部分休業簿</td><td>[略]</td></tr> </table>	文書の名称	関係規定	[略]		部分休業簿	[略]
文書の名称	関係規定												
[略]													
部分休業承認請求書	[略]												
文書の名称	関係規定												
[略]													
部分休業簿	[略]												
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。													

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 |
|--|

付 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 306 号

令和 7 年 9 月 29 日

掲 示 済

市税に関する申告期限等の指定について

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)第18条の2第1項の規定に基づき、市税に関する申告期限等の延長について(令和6年1月那覇市告示第475号)において別途那覇市告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とする。

那覇市長 知念 覚

都道府県	指定地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

那覇市告示第 307 号
令和 7 年 9 月 29 日
掲 示 済

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の指定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路を次のとおり指定したので、公示する。

その関係図書は、那覇市まちなみ共創部建築指導課に備え縦覧に供する。

那覇市長 知念 寛

- 1 指 定 番 号：第 3 号
- 2 指定道路の種類：第 42 条第 1 項第 5 号の規定による指定に係る道路
- 3 指 定 年 月 日：令和 7 年 9 月 29 日
- 4 指定道路の位置：那覇市繁多川 2 丁目 133 番 1
- 5 指定道路の幅員：4.0～4.08m
- 6 指定道路の延長：33.39m

那覇市告示第 317 号

令和 7 年 10 月 2 日

掲 示 済

令和 7 年(2025 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度那覇市の介護保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 393, 314 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 32, 881, 232 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 介護保険料		6, 451, 215	△56, 587	6, 394, 628
	1 介護保険料	6, 451, 215	△56, 587	6, 394, 628
3 国庫支出金		7, 532, 788	56, 620	7, 589, 408
	2 国庫補助金	2, 161, 734	56, 620	2, 218, 354
4 支払基金交付金		8, 049, 908	8	8, 049, 916
	1 支払基金交付金	8, 049, 908	8	8, 049, 916
5 県支出金		4, 215, 010	10	4, 215, 020
	3 県補助金	286, 475	10	286, 485

7 繰入金		5,229,070	494,937	5,724,007
	1 他会計繰入金	5,229,069	3,252	5,232,321
	2 基金繰入金	1	491,685	491,686
8 繰越金		1	898,325	898,326
	1 繰越金	1	898,325	898,326
9 諸収入		2,936	1	2,937
	2 雑入	1,553	1	1,554
歳入合計		31,487,918	1,393,314	32,881,232

歳出

単位:千円

款	項	補正前の額	補正額	金額
1 総務費		767,054	3,243	770,297
	1 総務管理費	394,899	2,976	397,875
	2 徴収費	47,722	267	47,989
4 基金積立金		4,879	898,325	903,204
	1 基金積立金	4,879	898,325	903,204
5 地域支援事業 費		2,083,589	61	2,083,650
	1 介護予防・生活支援 サービス事業費	1,046,863	14	1,046,877
	2 一般介護予防事業費	149,165	15	149,180
	3 包括的支援事業・任 意事業費	883,084	32	883,116
6 諸支出金		15,052	491,685	506,737
	1 賠償金及び還付加算 金	15,051	330,150	345,201
	2 繰出金	1	161,535	161,536
歳出合計		31,487,918	1,393,314	32,881,232

那覇市告示第 335 号

令和 7 年 10 月 15 日

令和 7 年(2025 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市一般会計補正予算(第 4 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度那覇市の一般会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 197, 194 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 190, 305, 563 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税		10, 130, 204	△461, 511	9, 668, 693
	1 地方交付税	10, 130, 204	△461, 511	9, 668, 693
15 国庫支出金		56, 601, 328	47, 506	56, 648, 834
	2 国庫負担金	11, 460, 385	43, 664	11, 504, 049
	3 委託金	95, 624	3, 842	99, 466

16 県支出金		21,023,846	120,464	21,144,310
	2 県補助金	9,692,233	115,002	9,807,235
	3 委託金	813,874	5,462	819,336
17 財産収入		1,355,061	368	1,355,429
	1 財産運用収入	647,807	319	648,126
	2 財産売却収入	707,254	49	707,303
19 繰入金		7,695,400	163,121	7,858,521
	1 特別会計繰入金	3,067	162,781	165,848
	2 基金繰入金	7,692,333	340	7,692,673
20 繰越金		500,000	3,328,189	3,828,189
	1 繰越金	500,000	3,328,189	3,828,189
21 諸収入		2,474,691	7,557	2,482,248
	5 雑入	1,979,396	7,557	1,986,953
22 市債		11,641,900	△8,500	11,633,400
	1 市債	11,641,900	△8,500	11,633,400
歳 入 合 計		187,108,369	3,197,194	190,305,563

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		780,450	671	781,121
	1 議会費	780,450	671	781,121
2 総務費		15,320,317	2,821,761	18,142,078
	1 総務管理費	12,255,237	2,810,065	15,065,302
	3 戸籍住民基本 台帳費	982,402	1,965	984,367
	5 統計調査費	225,605	9,731	235,336
3 民生費		101,654,914	264,940	101,919,854
	1 社会福祉費	37,121,459	△15,581	37,105,878
	2 児童福祉費	37,924,055	280,389	38,204,444
	3 生活保護費	26,609,399	132	26,609,531

4 衛生費		15,415,297	37,006	15,452,303
	1 保健衛生費	11,273,664	37,006	11,310,670
	2 清掃費	4,141,633	0	4,141,633
7 商工費		1,417,724	13,286	1,431,010
	1 商工費	1,417,724	13,286	1,431,010
8 土木費		16,514,023	709	16,514,732
	4 都市計画費	7,759,977	709	7,760,686
9 消防費		4,240,019	5,487	4,245,506
	1 消防費	4,240,019	5,487	4,245,506
10 教育費		19,249,288	78,468	19,327,756
	1 教育総務費	4,470,387	76,792	4,547,179
	4 社会教育費	3,274,234	1,676	3,275,910
13 諸支出金		700,350	△25,134	675,216
	3 市たばこ税県交付金	700,349	△25,134	675,215
歳 出 合 計		187,108,369	3,197,194	190,305,563

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 教育費			605,192
	4 社会教育費		605,192
		崇元寺跡保存整備事業	605,192
合 計			605,192

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
人事給与システム機能改修委託料（子ども・子育て支援法改正）（人事課）	令和7年度から 令和8年度まで	18,680

基幹系システムガバメントクラウド運用管理補助業務委託（住記等）（情報政策課）	令和8年度から 令和11年度まで	57,077
基幹系システム運用事業（保育・幼稚園区分）（標準準拠）（情報政策課）	令和8年度から 令和11年度まで	58,443
基幹系システム運用作業（滞納管理区分）（標準準拠）（情報政策課）	令和8年度から 令和11年度まで	55,205
基幹系システム運用事業（住記・税・公営住宅区分）（標準準拠）（情報政策課）	令和8年度から 令和11年度まで	1,060,126
基幹系システム運用事業（健康区分）（標準準拠）（情報政策課）	令和8年度から 令和11年度まで	48,627
基幹系システム運用事業（介護訪問区分） 端末2台追加（情報政策課）	令和8年度から 令和11年度まで	102
基幹系システム運用事業（介護認定審査会システムOCR）ライセンス料（情報政策課）	令和8年度から 令和10年度まで	149
老人福祉センター等改修事業（ちゃーがんじゅう課）	令和8年度	7,516
児童館等改修事業（こども教育保育課）	令和8年度	5,220

2 変 更

（単位：千円）

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
基幹系システムガバメントクラウド運用管理補助業務委託（保育・幼稚園区分）（情報政策課）	令和8年度から 令和11年度まで	7,590	令和8年度から 令和11年度まで	16,698
異動受付支援システムクラウドサービス利用契約（ハイサイ市民課）	令和8年度	2,957	令和8年度	4,435
RPA ライセンス保守及び利用契約（ハイサイ市民課）	令和8年度	858	令和8年度	1,287
崇元寺跡保存整備事業（文化財課）	令和8年度	149,629	令和8年度	150,048

石嶺市営住宅第 7－1期建替事 業（市営住宅課）	令和7年度から 令和10年度まで	4,545,297	令和7年度から 令和10年度まで	5,501,484
--------------------------------	---------------------	-----------	---------------------	-----------

第 4 表 地方債補正

変 更

（単位：千円）

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
1 公立文化施設整備事業	307,200	証書借入又は証券発行	年 5 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。	319,900			補正前に同じ
4 社会福祉施設整備事業	134,700				113,200			
14 教育施設整備事業	2,985,500				2,985,800			

那覇市告示第 336 号

令和 7 年 10 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定に基づき令和7年9月26日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	梅谷 啓太	神経内科	沖縄赤十字病院
2	金井 哲也	脳神経内科	いろのわクリニック
3	本永 葵	泌尿器科	那覇市立病院
4	城間 磨裕実	内科	那覇市立病院
5	内藤 晶裕	泌尿器科	ふうりん訪問診療所
6	新垣 康	循環器内科	那覇市立病院
7	財間 智士	循環器内科	那覇市立病院
8	當山 磨貴子	内科	那覇市立病院

那覇市告示第 337 号

令和 7 年 10 月 15 日

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき令和 7 年 10 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
訪問看護ステーション EN 那覇市久茂地 3 丁目 6 番 1 号 パークステージレジデンス 4F	株式会社 EN 代表取締役 信貴 千春	育成医療・更生医療	令和 7 年 10 月 1 日
訪問看護ステーション country 那覇市首里久場川町 2-28-1	合同会社 country rose 代表者 糸数詩穂	育成医療・更生医療	令和 7 年 10 月 1 日

那覇市告示第 338 号

令和 7 年 10 月 15 日

令和 7 年（2025 年）9 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,254 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 37,819,241 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		千円 4,541,250	千円 0	千円 4,541,250
	1 他会計繰入金	4,541,249	0	4,541,249
7 繰越金		1	35,254	35,255
	1 繰越金	1	35,254	35,255
歳 入 合 計		37,783,987	35,254	37,819,241

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国民健康保険事業費納付金		千円 10,181,355	千円 0	千円 10,181,355
	1 医療給付費分	7,050,968	0	7,050,968
7 基金積立金		2	34,898	34,900
	1 基金積立金	2	34,898	34,900
9 諸支出金		50,758	356	51,114
	2 繰出金	2	356	358
歳 出 合 計		37,783,987	35,254	37,819,241

那覇市告示第 339 号

令和 7 年 10 月 15 日

令和 7 年（2025 年）9 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の要領は次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度那覇市の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43,846千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,199,806千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰越金		千円 1	千円 43,846	千円 43,847
	1 繰越金	1	43,846	43,847
歳 入 合 計		5,155,960	43,846	5,199,806

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		千円 5,085,088	千円 43,828	千円 5,128,916
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	5,085,088	43,828	5,128,916
3 諸支出金		10,101	18	10,119
	2 繰出金	1	18	19
歳 出 合 計		5,155,960	43,846	5,199,806

那覇市告示第 340 号

令和 7 年 10 月 15 日

令和 7 年（2025 年）9 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,121千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 保留地処分金		千円 0	千円 32	千円 32
	1 真嘉比古島第二保留地処分金	0	32	32
歳 入 合 計		6,089	32	6,121

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 基金積立金		千円 15	千円 32	千円 47
	2 真嘉比古島第二基金積立金	2	32	34
歳 出 合 計		6,089	32	6,121

那覇市告示第 341 号

令和 7 年 10 月 15 日

令和 7 年（2025 年）9 月那覇市議会定例会で議決された令和 7 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）の要領は、次のとおりである。

那覇市長 知念 覚

令和 7 年度那覇市市街地再開発事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 709 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 303,941 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 303,231	千円 709	千円 303,940
	1 一般会計繰入金	303,231	709	303,940
歳 入 合 計		303,232	709	303,941

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		千円 302,562	千円 709	千円 303,271
	1 公債費	302,562	709	303,271
歳 出 合 計		303,232	709	303,941

公 告

那覇市公告第 506 号

令和 7 年 9 月 18 日

掲 示 済

**令和 8 年度那覇市建設工事等入札参加資格の公示及び資格審査の申請
（追加）について**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11 第 2 項の規定により、令和 8 年度において那覇市が発注する建設工事及び建設 工事に伴う委託業務の競争入札に参加する者に必要な資格要件について、下記 1 及び 2 のとおり定めたので公示します。

当該資格審査を受ける場合は、下記 3、4 及び 5 により申請をしてください。

なお、この申請は、追加登録のためのものであり、令和 7 年 4 月 1 日から令 和 9 年 3 月 31 日までの期間について既に登録されている場合は、改めて申請を する必要はありません。

那覇市長 知念 覚

1 入札参加資格の要件**（1）建設工事**

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定 に該当しない者であること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこ と。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 申請する業種について、建設業の許可を受けていること。
- ⑥ 申請する業種について、審査基準日が令和 6 年 9 月 30 日以降の経営 事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けている者であること。
- ⑦ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
- ⑧ 雇用保険に加入していること。
- ⑨ 建設業退職金共済制度等に加入していること。
- ⑩ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

(2) 建設工事に伴う委託業務

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
- ⑥ 雇用保険に加入していること。

2 入札参加資格の有効期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（1年間）

3 申請受付期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月12日（金） [※郵送必着]

4 申請及び受付方法

郵送での申請のみとなります。（窓口での受付は行いません。）

5 提出書類等

競争入札参加資格審査の提出要領によります。

※提出要領、申請書様式等の詳細については、令和7年11月初旬に那覇ホームページへ掲載します。

※CD-Rに申請データを保存後、必要書類に同封し郵送してください。

6 送付先・問合せ先

〒900-8585

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部 法制契約課 工事契約グループ

電話番号（直通 098-951-3253）

那覇市公告第 513 号
令和 7 年 9 月 19 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
令和 7 年 9 月 16 日 第 R7-02-01 号
那覇市指令ま建指第 41- R7-02-01 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市壺屋一丁目 170 番の一部、他 4 筆
1 工区
- 3 公共施設
なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号
日本マクドナルドホールディングス株式会社
代表取締役 トーマス・コウ
- 5 検査済証番号
令和 7 年 9 月 19 日 那ま建指第 140 号
- 6 工事完了年月日
令和 7 年 9 月 17 日

那覇市公告第 524 号
令和 7 年 9 月 25 日
掲 示 済

漂流物等の保管について

那覇市において、那覇海上保安本部より漂流物の引き渡しを受けたので下記の漂流物を保管しています。所有権等の権原を有する方は本市に対し、引き渡しの請求を行ってください。

尚、請求期間を経過しても引き渡し請求がなされない場合、当該漂流物に関する所有権等の権原は本市に帰属することとなります。

那覇市長 知念 覚

記

- 1 漂流物等
(1) ロープ（約 65mm×100m）
- 2 発見日時 令和 7 年 8 月 20 日
- 3 発見場所 北緯 25 度 50 分 東経 127 度 04 分
- 4 引き渡し請求期間
(1) 請求期間 本公告日から 6 ヶ月間
(2) 場 所 総務部・管財課（那覇市役所・本庁 5 階）
- 5 問い合わせ先
那覇市総務部管財課 電話番号（直通 098-862-9904）

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第 14 号
令 和 7 年 9 月 3 0 日
公 表 済

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局企業職員就業規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局企業職員就業規程(昭和63年那覇市水道局規程第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(病気休暇) 第10条の2 職員は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、有給の休暇を受けることができる。 2～4 [略] (特別休暇) 第10条の3 職員は、特別の理由があるときは、別表第2に掲げるとおり、それぞれ有給の休暇を受けることができる。 2 [略] (部分休業) 第12条の2 管理者は、職員(次に掲げる職員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)を承認することができる。 (1) 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。) (2) [略] (3) 職員が部分休業により養育しようとする時間において、養育しようとする	(病気休暇) 第10条の2 職員は、負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、有給の休暇を受けることができる。<u>この場合において、管理者がその事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。</u> 2～4 [略] (特別休暇) 第10条の3 職員は、特別の理由があるときは、別表第2に掲げるとおり、それぞれ有給の休暇を受けることができる。<u>この場合において、管理者がその理由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。</u> 2 [略] (部分休業) 第12条の2 管理者は、職員(次に掲げる職員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部(2時間を超えない範囲内又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内)</u>の時間に限る。)について勤務しないこと(以下「部分休業」という。)を承認することができる。 (1) 管理者が別に定める非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。) (2) [略]

る子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合（配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。）における当該職員

2 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。この場合において職員が、別表第2第11号に規定する保育のための休暇又は第12条の7第1項の介護時間を承認されている場合においては、1日につき2時間から当該休暇又は当該介護時間を承認された時間を減じた時間を超えない範囲で承認するものとする。

（部分休業の承認の失効等）

第12条の3 〔略〕

2 管理者は、部分休業をしている職員が当該部分休業に係る子を養育しなくなったこと又は当該部分休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったと認めるとき（配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている場合を除く。）は、当該部分休業の承認を取り消すものとする。

（介護休暇）

第12条の6 〔略〕

2～3 〔略〕

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第12条の7 〔略〕

2～3 〔略〕

（部分休業の承認の失効等）

第12条の3 〔略〕

2 管理者は、部分休業をしている職員が当該部分休業に係る子を養育しなくなったことその他別に定める事由に該当すると認めるときは、当該部分休業の承認を取り消すものとする。

（介護休暇）

第12条の6 〔略〕

2～3 〔略〕

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第12条の7 〔略〕

2～3 〔略〕

4 <u>介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間</u>(部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)を超えない範囲内の時間とする。	4 <u>1日につき2時間を超えない範囲で請求する部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間</u>)を超えない範囲内の時間とする。
付 則 4 令和14年3月31日までの間、改正後の第3条第5項の規定の適用については、同項中「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)&及び那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))」と、改正後の第4条、第4条の2第2項、第6条の2第2項、第10条第1項第2号及び第3項、<u>第12条の2第1項第1号</u>並びに別表第2の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」とする。	付 則 4 令和14年3月31日までの間、改正後の第3条第5項の規定の適用については、同項中「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」とあるのは、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)&及び那覇市職員の定年年齢の引上げに伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年那覇市条例第29号)付則第4条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))」と、改正後の第4条、第4条の2第2項、第6条の2第2項、第10条第1項第2号及び第3項、<u>第12条の2第1号</u>並びに別表第2の規定の適用については、これらの規定中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用短時間勤務職員」とする。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 15 号
令 和 7 年 9 月 3 0 日
公 表 済

那覇市上下水道局局議規程の一部を改正する規程を次のように定める。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局局議規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局局議規程（平成4年那覇市水道局規程第1号）を次のように改正する。

改正前	改正後
(会議の開催) 第6条 会議は、 <u>毎月第1、第2、第3及び第4 火曜日の午後2時</u> に開催する。ただし、都合によって変更し、又は中止することができる。 2 〔略〕	(会議の開催) 第6条 会議は、 <u>水曜日（第5水曜日を除く。） の午後1時30分</u> に開催する。ただし、都合によって変更し、又は中止することができる。 2 〔略〕
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 18 号

令和 7 年 9 月 29 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市排水設備指定工事店新規指定

指定 (登録) 番号	指定工事店名	営業所所在地	代表者 指定の有効期間
588	イーテック設備	浦添市沢岬 1 丁目 46 番 3-403 号 サンハイツ上沢Ⅱ	照屋 栄志郎 自 令和 7 年 7 月 31 日 至 令和 12 年 3 月 31 日
589	株式会社沖電工	那覇市壺川 2 丁目 11 番地 11	島袋清人 自 令和 7 年 8 月 12 日 至 令和 12 年 3 月 31 日
590	有限会社住設	中城村字津覇 216 番地	大城 健 自 令和 7 年 8 月 12 日 至 令和 12 年 3 月 31 日

那覇市上下水道局告示第 19 号

令 和 7 年 9 月 3 0 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき、次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により公示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市排水設備指定工事店

指定 (登録) 番号	指定工事店名	営業所所在地	代表者の変更
146	株式会社オカノ	那覇市安謝 1 丁目 23 番 8 号	平良 和彦
573	有限会社クラウン工業	沖縄市宮里 2 丁目 22 番 22 号	仲田 慎

上下水道局公告

那覇市上下水道局公告第 91 号

令和 7 年 9 月 29 日

掲 示 済

令和 8 年度那覇市上下水道局水道施設工事等入札参加資格の公示及び
資格審査の申請について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 1 項及び第167条の11第
2 項の規定により、令和 8 年度において那覇市上下水道局が発注する水道施設工事、
上下水道材料購入及び漏水調査業務の競争入札に参加する者に必要な資格要件につ
いて、下記 1 及び 2 のとおり定めたので公示します。

当該資格審査を受ける場合は、下記 3、4 及び 5 により申請をしてください。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

1 入札参加資格

（1）水道施設工事

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定
に該当しない者であること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこ
と。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77
号)第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6
号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 水道施設工事業について、建設業の許可を受けていること。
- ⑥ 水道施設工事業について、審査基準日が令和 5 年 6 月 30 日以降の経営
事項審査を受審し、総合評定値の通知を受けている者であること。
- ⑦ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
- ⑧ 雇用保険に加入していること。
- ⑨ 建設業退職金共済制度等に加入していること。
- ⑩ 建設業労働災害防止協会に加入していること。

(2) 上下水道材料購入

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
- ⑥ 雇用保険に加入していること。
- ⑦ 次の条件を満たしていること。

ア. 次に掲げる上下水道材料のいずれかの取り扱いができる者であること。

直管、異形管、弁類、消火栓、鉄蓋、量水器、グレーチング、側溝イ. メーカーと代理店又は特約店の契約を結んでいること。

ウ. 沖縄本島内に本店、支店又は営業所等があること。

(3) 漏水調査業務

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- ② 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団若しくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
- ⑥ 雇用保険に加入していること。
- ⑦ 本店の所在地が本島内であること。又は那覇市内に支店・営業所等があること。
- ⑧ 漏水調査に関する実務経験を 7 年以上有する技術者が在職していること。
- ⑨ 次に掲げる機材類を準備できること。

所有すべき機材類	リースを可とする機材類
・漏水探知器 ・鉄管探知器 ・音聴棒 ・残留塩素試薬（DPD 試薬） ・消火栓水圧計 ・仕切弁キー ・止水栓キー ・ボーリングバー	・相関式漏水探知器 ・発電機 ・ハンマードリル

2 入札参加資格の有効期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日（1 年間）

3 受付期間

令和 7 年12月 1 日（月）～令和 7 年12月12日（金）[※必着]

4 申請及び受付方法

郵送での申請のみとなります。（窓口での受付は行いません。）

5 提出書類等

令和 8 年度那覇市上下水道局入札参加資格取得追加申請要領によります。

※申請要領・申請書様式等の詳細については、令和 7 年11月中旬に那覇市上下水道局ホームページへ掲載します。

※C D-Rに申請データを保存後、必要書類に同封し郵送してください。

6 送付先・問い合わせ先

那覇市上下水道局 総務課 契約検査室

〒900－0006 那覇市おもろまち 1 丁目 1 番 1 号

電話番号（直通 098－941－7809）

監査委員公表

那 監 公 表 第 4 号

令和7年10月15日

那覇市監査委員	新 垣 淑 博
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	比 嘉 啓 登

令和7年度行政監査の結果に伴う措置状況について（公表）

令和7年度行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項後段の規定により、別添のとおり公表します。

令和 7 年度行政監査の結果に伴う措置状況について

(1) 共通の指摘事項等

ア 収入伝票、支出伝票及び出納簿の作成について（指摘事項）

次の(ア)(イ)の各団体では、収入及び支出は、それぞれデータや預金通帳により管理され執行されている。しかし、個別の収入伝票及び支出伝票は作成されず、会計責任者等の決裁はなく会計担当者のみによって執行されている。また、出納簿の作成がなされておらず、全体的な現金等が適正に管理されていない。

収入及び支出に当たっては、会計責任者への報告はなされているとしているものの、その報告等では客観的に証明できるものとしては、不十分である。

収入伝票、支出伝票及び出納簿は、不正な入出金等のリスクを防ぐことや現金等の管理を明確化するものであるので、各種帳票及び出納簿の作成を要望し、適正な管理を図られたい。

(ア)文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

(イ)文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

□ 指摘事項に関する措置

(ア)文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

収入伝票、支出伝票及び出納簿の作成がされておらず適正な管理が図られていませんでした。今後は、個別の収入伝票及び支出伝票を作成し、会計責任者の決裁を行い、また出納簿を作成し、全体的な現金等を含めて適正に管理します。

(イ)文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

収入伝票、支出伝票及び出納簿の作成がされておらず適正な管理が図られていませんでした。今後は、個別の収入伝票及び支出伝票を作成し、会計責任者の決裁を行います。また出納簿を作成し、全体的な現金等を含めて適正に管理します。

イ 一人の職員による現金の入出金の管理について（指摘事項）

次の(ア)(イ)の各団体では、現金の入出金は、会計事務を担う市の職員のみによって行われている。準公金においては、公金に準じた適切な管理及び事務が求められるものであり、職員一人のみで行うことは適切な管理ではない。

現金の入出金に当たっては、複数の職員で決裁や確認するなど適切な管理を図られたい。

(ア)文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

(イ)文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

□ 指摘事項に関する措置

(ア)文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

現金の入出金の管理について、会計事務を担う市の職員一人によって行われていました。今後は、複数の職員で決裁や確認をするなど適切な管理を図っていきます。

(イ)文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

現金の入出金の管理について、会計事務を担う市の職員一人によって行われていました。今後は、複数の職員で決裁や確認をするなど適切な管理を図っていきます。

ウ 立替払について（指摘事項）

次の(ア)(イ)の各団体では、現金の管理及び釣銭戻入の事務処理が煩雑になるとの理由から、立替払が行われていた。

しかしながら、立替払は、団体の資金と私費との区別が不明確となることや私的流用につながるリスクが懸念されることから、支出が必要な場合は、立替払ではなく資金前渡を行うなど、公金に準じた取扱いにより対応するよう図られたい。

(ア)牧志駅前ほしぞら公民館（那覇市牧志駅前ほしぞら公民館利用団体連絡協議会）

(イ)石嶺公民館（那覇市石嶺公民館利用団体連絡会）

□ 指摘事項に関する措置

(ア)牧志駅前ほしぞら公民館（那覇市牧志駅前ほしぞら公民館利用団体連絡協議会）

支払については公金に準じた取扱いにより対応することとし、今後立替払は行わず、資金前渡による支払を行います。

(イ)石嶺公民館（那覇市石嶺公民館利用団体連絡会）

支払については公金に準じた取扱いにより対応することとし、今後立替払は行わず、資金前渡による支払を行います。

エ 預金通帳、銀行届出印の管理について（要望事項）

次の(ア)(イ)の各団体の預金通帳、銀行届出印、現金、キャッシュカードは、施錠できる同一のキャビネット内又は金庫に保管されている。

しかし、リスク分散の観点から、少なくとも預金通帳及び銀行届出印は、施錠できる別々の場所に保管し、その鍵についても担当を分けて管理することが望ましい。

(ア)消防局予防課（那覇市女性防火クラブ）

(イ)牧志駅前ほしぞら公民館（那覇市牧志駅前ほしぞら公民館利用団体連絡協議会）

□ 要望事項に関する措置

(ア)予防課（那覇市女性防火クラブ）

課長の鍵付きデスクにて、預金通帳及びキャッシュカードを保管し、課内鍵付きキャビネットにて、銀行届出印及び現金を保管することとします。

(イ) 牧志駅前ほしぞら公民館（那覇市牧志駅前ほしぞら公民館利用団体連絡協議会）

預金通帳と銀行届出印及びキャッシュカードを施錠できる別々の場所に保管し、その鍵についても担当を分けて管理を行います。

(2) 各部署の指摘事項等

【総務部】

○総務課（那覇市新年祝賀名刺交換会実行委員会）

ア 現金の管理及び出納簿の作成について（指摘事項）

日頃の支出に関する管理は、会則の中で専決事項が定められており、金額によって部長や課長までの決裁を受けているが、会費等の収入がある場合においては会則に専決事項はなく、事業担当者は日計表を作成し課長へ口頭による日次報告のみが行われている。

また、課内窓口における会費受取りに対応するため、釣銭用として現金5万円を保管しているが、釣銭用としてではなく、消耗品の購入や郵送費などにも使用されていた。

出納簿が未作成のため、入出金の流れが担当した職員でしか把握できない状況であることから、日々の現金の管理が適切に行われるよう出納簿を作成し、第三者が見ても容易にチェックできる適正な入出金の管理を図られたい。

□ 指摘事項に関する措置

入出金の流れが把握できる出納簿を作成し、第三者が見ても容易にチェックできるような入出金の管理を行います。

イ 事業の会計年度について（要望事項）

那覇市新年祝賀名刺交換会実行委員会の決算は、令和6年1月4日に開催された那覇市新年祝賀名刺交換会の事業終了後1月30日に監査が実施され、その後、決算が終了している。

同実行委員会会則第11条では、「委員会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に閉めるものとする。」と規定されている。

会計年度の処理に当たっては、実行委員会会則の規定と実態を整合させることが望ましい。

□ 要望事項に関する措置

同実行委員会会則第11条に基づき決算処理を行うとともに、当該業務の実情に合わせて同会則の改正を検討します。

【市民文化部】

○文化財課（壺屋でシーサーの日実行委員会）

ア 市の職員が準公金の管理等を行う根拠規定等の整備について（指摘事項）

壺屋でシーサーの日実行委員会（以下「実行委員会」という。）においては、当該実行委員会の会則はなく、市の職員が実行委員会の会計事務を担当する根拠や手続きに関する規定がない状態で、市の職員による準公金の管理等が行われている。

準公金を取扱うに当たっては、市の職員が準公金の管理を含む実行委員会の会計事務を適正に行うことができるよう、根拠や手続きに関する規定等を整備することを検討されたい。

□ 指摘事項に関する措置

準公金の管理等を行う根拠や手続きに関する規定がない状態で、市の職員による準公金の管理等が行われていました。今後は根拠や手続きに関する規定等を整備し、事務を適正に行っていきます。

イ 決算書の作成について（指摘事項）

実行委員会においては、「壺屋でシーサーの日」に係る事業の収支報告書は作成されているものの、会計年度の決算書が作成されていない。そのため、翌年度繰越金などの同実行委員会の決算状況が明らかにされていない状況であり、適正に管理されているとは言えない。

決算書は、事業実施や財務状況を把握するうえで重要なものであり、また、同実行委員会の管理運営の透明性を確保するためにも作成するよう要望されたい。

□ 指摘事項に関する措置

会計年度の決算書が作成されていませんでした。今後は決算書を作成し、管理運営の透明性を確保し適正に管理していきます。

○文化財課（那覇市立壺屋焼物博物館友の会）

ア 決算書と預金通帳の翌年度繰越金の不一致について（指摘事項）

那覇市立壺屋焼物博物館友の会の令和5年度の第24期収支決算報告書と預金通帳の翌年度繰越金について不一致が生じている。これは、実際には翌年度で執行するグッズ制作積立金を支出済額に計上したことや過去に寄附金として受け取ったものを収支報告書に記載せず適正な収入処理をしていなかったためとなっている。

決算書は、事業実施や財務状況を把握するうえで重要なものであり、管理運営の透明性を確保するために正確な決算書を作成するよう要望されたい。

□ 指摘事項に関する措置

グッズ制作積立金及び寄附金の適切な収支管理がされていませんでした。今後は予算書・決算書の記載方法等を見直し、適切な収支管理ができるように改善します。

【健康部】

○保健総務課（那覇市献血推進協議会）

ア 出納簿の作成について（要望事項）

那覇市献血推進協議会の事務局となっている保健総務課職員は、当該協議会の予算を執行する際、収入及び支出伝票等を作成しているものの、出納簿の作成をしていない。

出納簿は、現金や通帳残高の照合に必要な帳簿であり、入出金の頻度や金額の多少にかかわらず作成されることが望ましい。

□ 要望事項に関する措置

今年度より出納簿を作成し、現金や通帳残高の照合を行うことで、適正に管理します。

【消防局】

○予防課（那覇市女性防火クラブ）

ア 現金の管理について（要望事項）

那覇市女性防火クラブの収入は、ほぼ本市からの補助金となっている。当該クラブの預金口座に本市からの補助金が振り込まれた直後、当該クラブの事務局となっている予防課職員は、キャッシュカードでその全額を引き出し、各支部の預金口座へ活動費を振り込んだ後の残額を事務局で運営経費として執行するため、消防局予防課内にある施錠できるキャビネット内に現金を保管している。

本監査の対象となった令和5年度予算については、残額が生じたため、令和6年3月29日に本市へ戻入しているものの、それまでの間、常に現金を保管している状況となっている。

現金については、紛失等の事故が想定されることから即時の支出予定がない場合は、預金口座で管理することが望ましい。

□ 要望事項に関する措置

今後については、紛失等の事故を防ぐことを目的に銀行口座内で保管し、予算執行の都度、現金を引き出すこととします。